

# 虐待防止及び身体拘束適正化のための指針

## 総則

### 1. 委員会その他法人内の組織に関する事項

虐待防止及び身体拘束の廃止に向けて、虐待防止及び身体拘束適正化委員会を設置します。

### 2. 職員研修に関する基本方針

利用者に対する虐待の防止並びに身体拘束の廃止及び身体拘束を適正に行うため、入職時及び定期的に、職員に対して虐待防止及び身体拘束適正化研修を行い、また、これを虐待防止及び身体拘束適正化委員会規程に定めます。

### 3. 利用者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針

この指針は法人ホームページに掲載し、誰もが閲覧出来るように努めます。

## 虐待防止のための指針

### 1. 事業所における虐待防止の基本的な考え方

利用者に対する虐待はその尊厳を害するものであり、利用者の自立と社会参加にとって虐待の防止を図ることが極めて重要です。利用者の安全と人権保護の観点から、虐待の防止に努めます。

### 2. 施設内で発生した虐待の報告方法等の方策に関する基本方針

虐待が発生または虐待発生の恐れがある際に、利用者の安全確保と人権保護、虐待の解決、再発防止のために報告体制を整え、虐待防止マニュアルを策定し、実施します。

### 3. 虐待発生時の対応に関する基本方針

虐待が発生した際は利用者の安全確保と人権保護、虐待の解決、再発防止のために必要な措置を取り、また、当該措置について適切に運用できるよう虐待防止マニュアルを策定します。

# 身体拘束適正化のための指針

## 1. 事業所における身体拘束等の適正化に関する基本的な考え方

障がいの有無に関わらず全ての人々には自分自身の意思で自由に行動し生活する権利があります。利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束等を安易に正当化することなく、拘束廃止に向けた支援の実施に努めます。

### ● やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

やむを得ず身体拘束を行う場合には、以下の3要件を全て満たしていることを必要とします。

#### 1) 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高い。

#### 2) 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がない。

#### 3) 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的である。

### ● やむを得ず身体拘束を行う手続き

やむを得ず身体拘束をする場合は、以下の要件を満たしていることを必要とします。

#### 1) 組織による決定と個別支援計画への記載

#### 2) 本人・家族への十分な説明

#### 3) 行政への報告・相談

#### 4) 必要な事項の記録

## 2. 事業所内で発生した身体拘束等の報告方法等の方策に関する基本方針

身体拘束が発生した際は、利用者の安全確保と人権保護、身体拘束の正しい実施、再発防止のために報告体制を整え、身体拘束適正化マニュアルを策定し、実施します。

## 3. 身体拘束等発生時の対応に関する基本方針

やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、要件の検討、本人や保護者等への説明、記録と再検討及び身体拘束の解除等の必要な措置を取り、また、当該措置が適切に運用できるよう身体拘束適正化マニュアルを策定します。

## 附則

1. 本指針は2022年4月1日より施行する。